

# 公 示

第五管区海上保安本部長公示第23号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年3月3日

第五管区海上保安本部長

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - (1) 名 称 南あわじ市
  - (2) 住 所 兵庫県南あわじ市市善光寺22-1
  
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - (1) 区 域 沼島付近（別添付図のとおり）
  - (2) 期 間 令和2年3月 7日から  
令和2年3月31日までの内1日間
  
- 3 水路測量の実施方法  
GNSSによる測位及び音響測深機による測深
  
- 4 航行船舶に対する安全措置
  - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚。
  - (2) 五管区水路通報第9号（令和2年3月6日発行）

# 付図

